

令和7年7月4日

保護者の皆様

呉市小学校長会 会長 大塚 加奈
呉市立中学校長会 会長 河本 英希
呉市立呉高等学校 校長 廣本 幸紀

安全・安心な学校づくりに向けた取組について（お知らせ）

この度、名古屋市と横浜市の小学校の教員が女子児童の下着を盗撮し、SNSのグループチャットで共有するなどして逮捕されました。また、その直後には、広島市においても児童に対するわいせつ未遂により教員が逮捕されました。このように、教員による児童生徒に対する非違行為が繰り返される深刻な事態となっています。

令和3年6月に「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」が定められ、呉市立学校においては、各校に設置している「不祥事防止委員会」により、児童生徒等を教職員等による性暴力等の犠牲者とさせないという断固たる決意のもと、教職員に対して「不祥事を自分事として考える研修」や「職員が違和感を見逃さずに互いに声を掛け合える、不祥事を起こさせない職場づくり」、「性暴力、体罰、セクシュアル・ハラスメント相談窓口」を設置する等の取組を進めてきました。

また、この度の事件を受け、呉市教育委員会からの通知「職員の服務規律の厳正確保について」（令和4年7月）及び「体育の授業等における更衣について」（令和4年6月）に示されている次の取組について、改めて教職員に周知・徹底しているところです。

- 1 教職員等は、私物の携帯電話・スマートフォンを原則業務に使用しないこと（校外学習等において、教職員間の通信手段として使用する場合や緊急時の通信手段として使用する場合等を除く）。
- 2 私物のパソコン・タブレット・デジタルカメラを原則校内に持ち込まないこと（事前に管理職に届出を行い、許可されている場合を除く）。
- 3 児童生徒・教職員等の画像等の電子データの保管場所をあらかじめ設定し、教職員の誰もが内容を確認できるようにすること。
- 4 体育の授業等における更衣は、男女別とすること。また、更衣中には、原則、異性の教職員は入室しないこと。
- 5 更衣室やトイレ等に不審物がないか、複数人で点検すること。

なお、メール・SNS等による児童生徒とのやり取りや保護者との私的なやり取りの禁止、所属長の承認なく自家用車等に児童生徒を同乗させないこと、児童生徒の相談や指導を行う場合に密室で1対1にならないようにすること、児童生徒に不必要な身体接触をしないこと等についても、引き続き教職員を指導し、徹底を図っております。

つきましては、教職員の不祥事の防止に向けた取組についてご理解いただき、気になること等がございましたら、学校にご連絡いただきますよう、よろしくお願いいたします。